

青劳险【2011】15号

青劳險[2011]15号

关于印发外国人参加社会保险经办规程的通知

外国人社会保険加入取扱規程印刷発行に関する通知

各区、市社会保险经办机构，市办外资处：

各区・市の社会保険取扱機構、市弁外資処各位

为进一步做好外国人参加社会保险经办工作，规范业务流程，根据中华人民共和国人力资源和社会保障部《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》（人社部第16号令）有关规定，结合我市实际，制定《外国人参加社会保险经办规程》，现印发给你们，自2011年10月15日起实施，请遵照执行。

外国人社会保険取扱業務を更に着実にいき、業務の流れを基準化するため、中華人民共和国人力資源社会保障部『中国国内にて就業する外国人の社会保険加入に関する暫定施行弁法』（人社部第16号令）の関連規定に基づき、当市の実情を踏まえ、『外国人社会保険加入取扱規程』を制定し、諸兄に印刷・発行する。2011年10月15日より施行する。これに基づいて執行されたい。

二〇一一年十一月四日

2011年11月4日

外国人参加社会保险经办规程

外国人社会保険加入取扱規程

一、范围

依法获得《外国人就业证》、《外国专家证》、《外国常驻记者证》、

一、範圍

法に基づいて「外国人就業証」、「外国專家証」、「外国常駐記者

《外国人永久居留证》等证件（以下简称外国人证件），并在我市用人单位合法就业的，以及与境外雇主订立雇用合同后被派遣到在我市注册或者登记的分支机构、代表机构工作的非中国国籍人员（以下简称外国人）。

二、缴费险种

外国人应参加我市职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由所在用人单位或分支机构、代表机构（以下统称参保单位）和本人按照规定缴纳社会保险费。具有与中国签订社会保险双边或者多边协议国家国籍的人员在我市就业的，其参加社会保险的险种按照协议规定办理。

三、申报流程

外国人应当自办理外国人证件之日起30日内，由参保单位为

証、「外国人永久居留証」等の証書（以下「外国人証書」と略称）を取得し、なお且つ本市の使用者にて合法的に就業しているか、国外の雇用主と雇用契約を締結した後に本市に登録又は登記された分支機構、代表機構に派遣されて就業する非中国国籍の人員（以下「外国人」と略称）。

二、納付する保険の種類

外国人は、本市の従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険及び出産保険に加入しなければならず、所属する使用者又は分支機構、代表機構（以下「保険加入事業者」と総称）及び本人により規定に基づいて社会保険費用を納付する。中国と社会保険に関する二国間又は多国間協定を締結している国の国籍を有する人員が本市で就業する場合、これが加入する社会保険の種類は、協定の規定に基づいて手続きを行う。

三、申告の流れ

外国人は、外国人証書の手続きをしてから30日以内に、保険加

其办理社会保险申报登记。

(一) 参保单位填写《外国人参加社会保险基本信息及增减变化表》(附后, 以下简称变化表), 到单位参保所属区、市社会保险经办机构(外资处)按规定办理外国人参保、停保等申报手续。其中, 办理参保的, 需附《护照》及外国人证件原件及复印件; 办理停保的, 需附外国人终止或解除劳动关系等相关材料。

其中, 在青岛登记注册的外国企业分支机构、代表机构工作的外国人, 持注册登记证书原件及复印件统一在青岛市社会保险经办机构外资企业管理处办理社会保险登记及参保缴费业务。

(二) 本规程实施前, 已按规定在本市就业或受境外雇主派遣在本市工作的外国人, 由单位及本人申请, 经社会保险经办机构审核同意的, 可按规定补缴社会保险费。

入事業者より社会保険登記申告を行わなければならない。

(1) 保険加入事業者は、「外国人社会保険加入基本情報及び増減表」(別紙。以下「増減表」と略称)を記入し、事業者の所属する区、市の社会保険取扱機構(外資処)に出向き、規定に基づいて外国人の保険加入、保険停止等の申告手続きを行う。うち保険加入手続きには、「パスポート」及び外国人証書オリジナルの添付が必要である。保険停止手続きには、外国人の労働関係終了又は解除等に関する書類の添付が必要である。

うち、青島に登録されている外国企業の分支機構、代表機構に就業する外国人は、登記登録証書オリジナル及びコピーを携帯して、青島市社会保険取扱機構外資企業管理処にて社会保険登記及び保険加入納付業務を統一的に行う。

(2) 本規程を実施する前に、規定に基づいて本市にて就業しているか、国外の雇用者より本市に派遣されて就業している外国人について、その使用者及び本人から申請があり、社会保険取扱機構の審査・認可を経て同意が得られた場合、規定に基づいて社会保険料を追加納付することができる。

(三) 外国人证件及护照等信息发生变更的, 应携带相关材料到参保所属区、市社会保险经办机构申报登记。

(四) 具有与中国签订社会保险双边或者多边协议国家国籍的
外国人, 应按协议规定提供相关参保证明材料, 到市社会保险经办机构办理参保险种的确认手续。

四、基本信息管理

各、区市社会保险经办机构办理外国人参保申报, 应核对外国人证件及护照信息与变化表信息是否一致, 按规定采集、录入外国人参保基本信息。

(一) 中文姓名为外国人证件登记的中文姓名。

(二) 根据《外国人社会保障号码编制规则》(附后), 为外国人建立社会保障号码。

(3) 外国人証書及びパスポート等の情報に変更が生じた場合、関連書類を携帯して保険に加入している所属区、市の社会保険取扱機構にて申告登記を行わなければならない。

(4) 中国と社会保険に関する二国間又は多国間協議を締結している国の国籍を有する外国人は、協議の規定に基づいて保険加入を証明する書類を提供しなければならず、市の社会保険取扱機構にて加入する保険の種類についての確認手続きを行わなければならない。

四、基本情報の管理

各区、市社会保険取扱機構にて外国人保険加入申告手続きを行い、外国人証書及びパスポートの情報と増減表の情報が一致しているか否かをチェックし、規定に基づいて外国人の保険加入に関する基本情報を収集・入力する。

(1) 中国語の氏名を外国人証書上に登記する中国語氏名とする。

(2) 「外国人社会保障コード編成規則」(別紙)
外国人の為に社会保険コードを作成する。

(三) 单独维护外国人出生日期及性别。

(四) 本通知下发前已在我市参保缴费的外国人，应按本通知规定向参保所属区、市社会保险经办机构申报更改外国人社会保障号码等参保信息。

五、保険关系转移接续

外国人流动就业的，按国家、省有关规定办理社会保险关系转移接续手续。终止就业关系后离境的，其社会保险个人账户予以保留，再次到中国就业的，缴费年限累计计算；经本人书面申请终止社会保险关系的，可由参保单位申报办理个人账户储存额一次性支付业务。

六、参保缴费及社会保险待遇

外国人办理社会保险登记后，应按我市有关规定按时足额缴纳

(3) 個別に外国人の生年月日及び性別の個人情報を保護する。

(4) 本通知が下達される前に、本市にて既に保険料を納付している外国人は、本通知の規定に基づいて、所属する区、市の社会保険取扱機構に申告して外国人社会保障コード等の保険加入情報を変更しなければならない。

五、保険関係の移転・接続

外国人が就業先を移転する場合、国・省の関連規定に基づいて社会保険関係の移転・接続手続きを行う。就業関係を終了した後中国を出国し、その社会保険個人口座を保留して、再度中国にて就業する場合、その納付年数は累計して計算する。本人の書面による申請により社会保険関係を終了する場合、保険加入事業者より個人口座の預金額を一括で支払う手続きを行うことができる。

六、保険加入納付費用及び社会保険待遇

外国人は、社会保険登記手続きをした後、本市の関連規定に基

社会保険費，按规定享受社会保険待遇。

づいて、期限通りに全額社会保険費を納付し、規定に基づいて社会保険待遇を受けなければならない。

附件：

- 1、 《外国人参加社会保険基本信息及増減变化表》；
- 2、 《外国人社会保障号码编制规则》。

別紙

1. 「外国人社会保険加入基本情報及び増減表」
2. 「外国人社会保障コード編成規則」